

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）【2】」

2. 日時：令和3年3月14日 13時45分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、  
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、阿部係長、山下係長

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他10名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・川内原子力発電所第1号機及び第2号機並びに玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）に係る確認事項リスト

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから九州電力の仙台原子力発電所と玄海原子力発電所の設計及び工事計画の認可申請、火災感知器のバックフィットに係るものですね。
0:00:12	についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。それでは九州電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:22	九州電力の五島です。ご説明させていただきます。今回、前回ヒアリングでいただきました確認事項のうち、資料1の確認事項リストに記載しております4件について、説明資料の1及び2を用いてご説明させていただきます。
0:00:40	説明に先立ちまして今回ご提出させていただいた資料の一部に記載の誤りがありましたので、その点について、訂正させていただきます申し訳ありません。
0:00:51	まず資料右下の通しページで、1ページ目、資料1の確認事項リストになりますが、ナンバー1の項目について、説明内容の欄に説明資料1を用いて説明すると記載しておりますが、
0:01:05	正しくは1及び2を用いて説明する。
0:01:09	でしたので、ご訂正させていただきます。2点目、通しページで2ページ目、パワーポイント形式で作成しております。説明資料1に関しまして、
0:01:20	表紙ページの右方に、補足資料1と記載しておりますが、正しくは説明資料1でしたので、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんが、オキについて訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。
0:01:34	では、衛藤説明に入らせていただきます。
0:01:37	資料1の確認事項に対するご説明のうち、ナンバー1の確認事項について、まず資料1及び2を用いて説明させていただきます。
0:01:48	まずお手元2年ページで2ページ目以降の説明資料1をお願いいたします。
0:01:54	今回ご説明させていただく趣旨の表紙をめくりまして次は目次が通しページ2ページ目3ページ目にありまして、4ページ目以降が御説明の中身となりますので、1ページ、4ページをお願いいたします。
0:02:12	通しページ4ページに示しております通り、技術基準規則第11条及び52条に規定する措置については、火災防護審査基準によるものと定められております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	次のページお願いいたします。
0:02:28	通しページ5 ページで、火災防護審査基準の改正内容に関する考え方についてご説明させていただきます。
0:02:36	ページの左側に改正前の火災防護審査基準を示しておりますが、
0:02:42	火災感知設備に関わる要求を、①から④に分けて記載しており、
0:02:47	火災感知器に関わる内容は、①及び②となっております。
0:02:52	①と②で要求される事項を一つずつ二分化しますと、四つに分けることができ、一つ目が、赤枠で囲んでおります感知器等の選定について、
0:03:04	二つ目が、黄色枠の感知器等の設置方法。
0:03:08	三つ目が、青枠の、異なる種類の感知器等の設置。
0:03:13	二つ目が、緑枠の誤作動の防止となっております。
0:03:18	このうちですね、黄色枠に示しますように、
0:03:21	改正前の火災防護審査基準においても、早期の火災を感知できる場所に設置することが求められておりましたが、この点について、
0:03:30	規制要求と事業者の理解に乖離があったため、これを明確化することを目的として火災防護審査基準の改正が行われたものと認識しております。
0:03:42	改正後の火災防護審査基準では、改正前の火災感知器に係る要件が組み替えられておまして、
0:03:48	ページ右側に示しますように、①にて感知器等の選定、
0:03:54	異なる感知器方式の感知器等の設置、あと誤作動防止の要求が記載されております。
0:04:00	基準改正の目的となりました、感知器等の設置方法については、
0:04:05	消防法施行規則第23条、第4報、またはそれと同等以上の方法によって設置することが明確となり、②に記載される形となっております。
0:04:15	これまでご説明させていただきました通り、改正後、②の要求については、改正前からの要求である感知器等の設置方法が明確化されたものと考えております。
0:04:27	そのため、異なる感知方式の感知器等の設置等と同様に、要求事項であるものと考えております。
0:04:35	加えて、③として記載されております、火災感知設備の電源確保に関わる要求は、改正前後で変更はありません。
0:04:43	④の監視場所に関わる要求については、基準改正によって、中央制御室での監視が明確化されたものと認識しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	ここまでで、後志賀ここまでにご説明させていただいた火災防護審査基準の要求に対する基本設計方針の対応箇所について、資料2を用いてご説明させていただき、
0:05:03	通すページの11ページをお願いいたします。
0:05:13	通しページ11ページ以降が説明資料2となっております。説明資料2では、先ほど説明資料1でご説明した火災防護審査基準の要求を、左から1列目に記載しております。
0:05:26	要求事項の項目ごとに異なる色の破線を引いておまして、補助運用訳は先ほどの説明資料1での内容とリンクしております。
0:05:35	また、仙台1号機を代表としまして、左から2列目に基本設計方針を記載し、火災防護審査基準で色分けした要求事項の対応箇所を同じ色の下線にて示しております。
0:05:47	左から3列目、4列目は、基本設計方針の記載の考え方と、火災防護に関する説明書における関連箇所を示したものとなっております。
0:05:59	確認事項リストのナンバー2のご説明にもなりますが、火災防護審査基準における感知器等の選定に関わる対応箇所については、赤下線にて示しており、
0:06:10	基本設計方針のaポツ火災感知設備のうち、両括弧Aの方に、当該プラントにて選定する火災感知器を設置しております。
0:06:21	両括弧Aの方においては、基本的にはアナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、非アナログ式の炎感知器を選定する旨を1段落目で記載し、
0:06:31	2段落目では、これら三つの火災感知器に加えて、放射線や降水等の影響による故障であったり、発火性または引火性雰囲気設備の設置状況を踏まえた結果、
0:06:42	非アナログ式の防爆型の熱感知器、非アナログ式の煙感知器、非アナログ式の、失礼しましたCR後、防爆型の煙感知器、
0:06:51	非アナログ式の防爆型の炎感知器、
0:06:54	高感度型煙感知器と、最後に光ファイバーケーブルの熱感知器を選定する旨記載しております。
0:07:01	両括弧エのほうでは、火災感知器の選定について個別に記載しておりますが、一段落目の一般エリアのうちといった記載が適切でなかったものと認識しておりますので、今後適切な記載に見直したいと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	環境条件によって分類したエリアごとに、どの火災感知器を選定したかについては、両括弧 2 に記載しており、通しページ 12 ページの下線部がエリアごとの火災感知器の選定に関わる記載となっております。
0:07:31	通しページ 12 ページのドーハに分けた項目のうち、それぞれ下線部が選定した感知器になってございます。
0:07:41	次に、異なる感知器方式の感知器等の設置に関わる対応箇所は、犯せにて示しております。
0:07:49	基本設計方針においては、両括弧の A と、両括弧の B の双方に当該要求に関わる下線が引かれておりますが、
0:07:58	両括弧 B で主に、こちらの異なる感知方式の要求を記載してございます。
0:08:07	火災感知器の設置方法を示す。
0:08:10	今日行革 B に記載をまとめることで、良き事項に対する対応わかりやすくできると考えておりますので、現在の両括弧 A に青かを、下線が引かれているような記載となっておりますが、
0:08:21	先ほどのカンセキ等の選定に関わる記載の見直しと合わせて変更したいと考えております。
0:08:28	続きまして、誤作動の防止につきましては、基本設計方針の両括弧 A に記載しており、
0:08:35	他薦で選定した火災感知器に対する誤作動防止の方策を、緑下線の箇所で示してございます。
0:08:44	次に、今回、要件の明確化を図られた火災感知器の設置方法に対する設計については、基本設計方針の両括弧 B に示しており、
0:08:54	黄色の下線で示す箇所において、基本的には感知器を消防法施行規則第 23 条第 4 報、
0:09:01	感知器等同等の機能を有する機器、
0:09:04	につきましては、同等以上の方法によって設置する旨を記載しております。
0:09:09	なお、消防法施行規則第 23 条第 4 項等によって設置できない場合に、十分な保安水準を確保した設計を行うことについても、両括弧 B の中で示しております。
0:09:22	最後に、火災防護審査基準③、④の要求については、通しページ、13 ページに示しておりますが、示しており、示しております量は欲しいの火災感知設備の設計上の考慮の方に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	それぞれ対応する設計を記載しております。
0:09:39	以上が、確認事項ナンバーワン及びナンバーツーのご説明になります。
0:09:46	続きまして、確認事項リストのナンバー3及び難波港について説明資料1に戻ってご説明させていただきますので、通しページで6ページをお願いいたします。
0:10:03	通しページ6ページで、確認事項No. 3に対して十分な保安水準の設定をご説明させていただきます。
0:10:12	まず技術基準規則第11条、投票内の一番左に書いております11条では、早期に火災発生を感知する設備の施設が求められております。
0:10:22	技術基準規則第11条、続きまして、衛藤中11条の解釈では、
0:10:28	11条に規定する措置を、火災防護審査基準による11条の解釈では11条に規定する措置を高い防護審査基準によって設計することが求められております。
0:10:41	早期の火災感知に関わる設計として、火災防護審査基準では、2ポツ2ポツ1(1)の①と②に要求を示しており、異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置することと。
0:10:54	消防法施行規則第23条第4項またはそれと同等以上の方法により設置することが求められております。
0:11:02	火災防護審査基準に基づく設計においては、これら①と②の両方を満足することによって、長期の火災感知器を達成できるものと考えております。
0:11:12	一方で、今回の火災感知器追設工事におきましては、②の消防法施行規則第23条4項等の方法によって設置することが満足できない箇所がございますので、
0:11:24	技術基準規則の解釈の柱書きを踏まえまして、②を満足しないエリアの火災感知器設計において、十分な保安水準を確保した設計を適用することとしております。
0:11:36	十分な保安水準を設定するに当たりまして、早期火災感知の水準として認められております、火災防護審査基準に基づく設計を参考としております。
0:11:46	火災防護審査基準に読み込まれる消防法施行規則第23条第4項による火災感知では、発生した火災が隣接する火災区域、
0:11:56	区画の機器に影響を及ぼす懸念がないということを踏まえまして、あと、資料赤枠内に示しますように、発生した火災が隣接する火災区域火災区画の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:07	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼすことを防ぐために必要な火災の感知というものを、十分な保安水準といたしました。
0:12:21	こちらまでが確認事項No. 3に対する、ご説明になります。続きまして、通しページ7ページにて確認事項No. 4についてご説明させていただきます。
0:12:34	こちらのページ、十分な保安水準を確保した設計を適用するエリアについてご説明したページになります。
0:12:40	適用するエリアとしましては、今日、一番左に示しますように、天井エリアを久我エリアを専用エリアの三つのエリアがございます。
0:12:50	天井エリアは、エリアの定義に記載します通り、取付面高さが20メートル以上の建屋内のエリアとなります。
0:12:59	高店長エリアにおいては、
0:13:01	工程上エリアにおいては、火災により生じる煙や熱が、当社の取付面において希薄となることが懸念され、煙濃度や温度の上昇を適切に監視できるかが不確定であるため、
0:13:13	取付面における煙感知器及び熱感知器による火災の監視が適切ではございません。
0:13:19	また、
0:13:20	煙感知器及び熱感知器による火災監視が適切ではないことから、
0:13:25	この感知器を選定することになりますが、この感知器以外に網羅的な火災の感知が可能な感知方式の異なる火災感知ではないと考えており、これらが火災感知器の設計における制約となっております。
0:13:39	次に、奥川エリアについては、外気の気流が流通するエリアであり、これには煙濃度や温度の上昇の監視に適した天井のないエリアを生むものとしております。
0:13:51	奥川エリアにおいては、外部の基準によって、煙及び熱が希薄となることが懸念されるとともに、
0:13:58	火災による煙や熱を監視可能な天井面がないため、消防法施行規則に基づく、煙感知器及び熱感知器による火災感知が適切ではなく、これらが火災感知器の設計における制約となっております。
0:14:12	最後に、線量エリアにつきましては、放射線の影響による補償の懸念によって、火災感知器の選定が困難、または火災感知器の設置及び保守点検時に過度な被ばくが想定されるエリアとしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:27	線量エリアにおいては、放射線の影響による火災感知器の故障が懸念されるとともに、施工上の困難さが想定され、エリア内への消防法施行規則第 23 条第 4 項またそれと同等以上の方法による火災感知器の設置。
0:14:42	ができない。また、または、
0:14:45	火災感知器の設置及び保守点検時の過度の被ばくが想定されるため、エリア内への火災感知器の設置が適切でないといった、火災感知器設計における制約がございます。
0:14:56	泊エリア、
0:14:58	工程上や屋外や高線量エリア、
0:15:01	の感知器設計におきましては、これまでにご説明した制約があることから、異なる感知器方式の感知器、火災感知器のそれぞれを消防法施行規則第 23 条第 4 項、またそれと同等以上の方法により設置することが困難であるため、
0:15:16	十分な保安水準を確保した設計を行うこととしております。
0:15:21	通しページ 8 ページから 10 ページにつきましては、各エリアの火災感知器の設計を示しておりますが、前回ご説明した内容と重複しますので、本日のご説明は割愛させていただきたいと思っております。
0:15:33	以上で確認事項リスト No.1 から No.4 のご説明。
0:15:37	2、ご説明は以上になります。
0:15:42	はい規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:16:09	衛藤原子力規制庁の西内です。それでは改めてですけど、
0:16:15	ちょっと私の方からまず、1 個ずつ確認をして規制庁の他のメンバーから何かあれば適時差し込むような形で進めていきたいと思っておりますが、まず、順番にあります金城江藤資料 1 の通し 5 ページ目。
0:16:30	のところ、基準を、この考え方を書いていただいている部分ですけども、よろしいですか。
0:16:37	はい。よろしく申し上げます。はい。江藤先に単発の質問だけなんですけど、この③の外部電源喪失時に機能しないように電源を確保設計であることであるじゃないですか。
0:16:52	ここの部分でちょっと確認をしたくて、
0:16:56	要は、
0:16:58	今回ネットマークス、結構な相当数つけることになると思うんです。基本設計方針のところでも明治いただいているように、まず、非常用 D G か

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	ら受電を開始するまではそれぞれで蓄電池を備えて設計する、対応するんですけど。
0:17:14	そのあとは、非常用DGから受電をするっていうことになるかと理解してるんですけど、そのときの非常用DGの容量設定とかの観点で問題ないのかって質問なんですけど。
0:17:24	今回回答できることありますか。
0:17:34	九州電力の後藤です。江藤。容量の確認としては蓄電池ではなく、非常用ディーゼルの方の容量のご確認というふうに言っておりますがよろしいでしょうか。
0:17:45	はい。その認識で結構です。蓄電池はそれぞれ必要容量もそれだけだと思いますので。はい。その認識で結構です。で、回答にあたってはよければ
0:17:56	そもそも今回の工事で、各発電所ごとにどれくらいの数の感知器が設置されることになるのかっていう総数もちょっとお答えいただくとイメージ感が伝わってくるのでいいかなと思うんですけど、よろしくお願います。
0:18:14	九州電力の後藤です。追設の感知器等適切な数をお伝えしたいと思いますので、衛藤先ほどの電源確保の考え方も踏まえて、後日ご回答させていただけたらと思います。よろしいでしょうか。
0:18:31	規制庁西内です。了解しました何か、現時点で回答できることはなさそうですね。
0:18:43	九州電力のミナミザトです。
0:18:46	今添付資料等に監視設備は、外部電源喪失時、また全交流電源喪失時においても電源を確保すると。
0:18:56	ということで記載をしております、2週間今おっしゃったのは感知器。
0:19:01	あとは受信機盤双方とも、
0:19:04	電源の確保が可能ですかってことで理解をしたんですけども、すみませんちょっと感知器側が接続の詳細のところを確認してから回答したいと思います。
0:19:16	受信基盤は少なくとも確実に非常時10日が受電してますので、ちょっと感知器側も含めて確認した上で回答させていただきたいと思います。
0:19:29	以上です。規制庁西内です。趣旨了解しました次回のヒアリング以降でまたお願いをしたいと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	回答にあたってはですけど、
0:19:41	うん。
0:19:42	すいません。回答にあたってはですけど、
0:19:46	例えばD B対応とかS A対応の時に使う負荷があるじゃないですか。それ後の負荷と重複するのかわからないのか。
0:19:55	ていうところも含めてちょっとご説明をいただくようお願いできればと思います。例えば、
0:20:01	S A対応の時とかであれば、今の、
0:20:04	実際に使っているものを踏まえて、
0:20:06	そのあとに入れるような形になるのかなと思うんですけどちょっとそこから辺の何ていうんですかね。
0:20:11	投入するタイミング、実際に火災感知器N a Fカー。
0:20:16	として非常用D Gに係るタイミング。
0:20:19	みたいなものもちょっと含めてイメージが伝わるように説明をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。
0:20:27	九州電力の後藤です。了解いたしました。
0:20:35	はい規制庁西内ですよろしくお願ひしますまずこれが1点目でしたのであと私から大きく2点なんですけどまずもうまず2点目次ですね。
0:20:45	通しページの6ページ目お願いします。
0:20:51	十分な保安水準の定義の仕方の話なんですけど。
0:20:56	ちょっと説明を聞いてて私、理解したのは、この①と②って書いてる要求事項あるじゃないですか。要は異なる感知器を組み合わせで設置するっていう要求事項と、
0:21:08	それぞれ消防法施行規則の方法に基づいて設置するっていうのは2種類がある、二つの要求事項があると思ってるんですけど、この十分な保安水準は①と②はまとめて定義をしていると理解すればいいんですかね。
0:21:22	ご認識の通りでございます。エリアごとに①と②。
0:21:26	を含めて、設定する。それが設定。
0:21:31	当社の場合設定するものになります。
0:21:35	うん浜規制庁ニシウチです了解しましたそうしたときに、
0:21:40	まさにこの表ですね。パークの真ん中の表で説明いただいていると思いますけど、①は、
0:21:47	同設計なんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:51	①がの設計で、②だけがいわゆる火災防護センター基準載ってないっていう説明かと理解したんですけど、それでも何か①も含めて十分な保安水準っていう必要は、どういうところに何か、どういうことを考えてそうしてるのかなというのがちょっとよく理解できなかったんですけど、そこまで言う。
0:22:09	という考え方で説明できますか。
0:22:14	11条の解釈で読み込まれている火災防護審査基準。
0:22:18	を達成できれば、
0:22:22	技術基準通り、規格の通り11条の解釈の通りの設計になる一方で、一部0人を満足できないというふうな設計の状態にある場合に、
0:22:33	早期の火災感知に関わる設計を達成するためには、
0:22:37	①と②の双方をまずする必要があるというふうに認識しております、
0:22:45	この場合その①だけ満たしていても、11条の解釈を満足するものではないというふうにとらえて、010にそれぞれ、火災、今回で言うと、感知区画ごとにですね。
0:22:57	1区画エリアごとに、0102。
0:23:01	の設計をまとめて、保安水準としております。
0:23:09	んな、ニシウチですそれは規制庁ニシウチです。
0:23:13	ふうん。何となくやりたいことは、ちょっと理解が進んだかなと思うんですけど一方で、
0:23:21	その話をするとですよ、例えば5ページ目に戻っていただくと、
0:23:26	今回の基準っていわゆる0102。
0:23:31	違うかごめんなさい小
0:23:34	5ページまで行って6ページ目の表で言っている①。
0:23:40	異なる感知方式の感知器等それぞれ設置して書いてるじゃないですか。
0:23:45	この①っていうのは5ページ目のこの表で言うところの青線の部分だけを言っているのか赤と緑の部分も含んでいるのかっていうとどっちなんでしたっけ。
0:23:56	九州電力の後藤です。6ページ目で書いております①については、5ページ目の青枠のみを示しており理解します。続けてですけど、そうした時にですよ。
0:24:10	早期に感知するっていうのはこの青枠と黄色枠の両方が必要だっていうだから両方まとめて定義するってことだと思ったんですけど、赤枠と緑枠も結局早期感知のワンパーツになるんじゃないんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	どういう考えでそこオキ分けてるんでしたっけ。
0:24:31	機種のごトウです。赤枠と緑枠。
0:24:36	今外してる赤枠と緑枠に関しましては、早期感知に直接繋がるものというよりも、火災感知、
0:24:44	キーであったり火災感知設備の設計において、満たすべき前提のようなものだという、前提だというふうに考えておまして、それらを満たした上で、早期感知に関わる設計が、黄色と緑で、
0:24:57	申しました。申し訳ない。青と黄色と青で示す、この二つの要件になるというふうに考えてございます。
0:25:05	以上です。
0:25:10	分は、規制庁西内です。
0:25:13	ふうんなんか、ちょっと聞いていてあまり理解ができないなと思ったところが
0:25:18	んや結局、何か前提条件みたいなワードを使って説明されたと思うんですけど、前提条件っていうことは結局早期感知っていう目的の前提条件なわけですよ。なかなかそんなに綺麗に切り分けられるのかなって気はしててただ、
0:25:33	ちょっと聞いてて思ったのはあれですかね要は選定のフェーズ、
0:25:37	要は何か前提的なフェーズと、設置のフェーズで基本設計方針を実際に分けようとしていると思うんですけど。
0:25:44	そういう意味では設置する部分に関して十分な本水準をっていう、そういう、その段階ごとに切り分けたみたいなイメージなんですかね。
0:25:53	何か少なくとも
0:25:55	何て言うんですかね、前提条件だからそう期間中関係ないよっていう説明ではちょっとあまり理解がしがたいなっていうだけだったんですけど。
0:26:03	九州電力の郷です。前提という言葉がちょっと適切ではなかったかと思えます申し訳ありません。イメージとしては今、西内さんがおっしゃられました通り、衛藤。
0:26:14	設置の段階と選定の段階ということで二段階に分けたときに、設置段階における要求を今回設定しているものとなります。以上です。
0:26:27	はい。規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:30	正直正直どう切り分け、九州電力の方でどう切り分け様が最終的には基準にちゃんと適合していることが明確に説明できれば問題はないと思っているので、とりあえず考え方はある程度理解ができたと思いますので、
0:26:43	その上でちょっと具体的な基本設計方針ですけど、説明資料2の11ページ以降、
0:26:49	をお願いしたいんですけど。
0:26:52	ちょっとまず確認ですけど、
0:26:57	もう少しお待ちですか。
0:42:57	規制庁西内です。お待たせしますと、
0:43:01	ちょっともう少しいろいろ聞きながら確認をしていきたいんですけど。
0:43:08	まず、5ページ目のところ1回戻って、
0:43:11	いただいていいですか。
0:43:13	通しページ5ページのところで、
0:43:16	赤枠のAの（エ）の部分の改正後の方を見て欲しいんですけど、この中で、火災の選出を考慮して型式を選定して書いてますよね。
0:43:27	これ、具体的なあ、この火災の性質を考慮して型式の選定っていうところの具体例としては例えばmm火災みたいなものを考慮して、
0:43:38	例えば煙が出る場合でない場合とかでも考慮できるように、まず型式が選定している、要はこの形の火災の性質のところにおいては故みたいなものも考慮していると思えばいいですか。
0:43:50	そこ考慮していない。実際にそれは基準を踏まえて、九州としてどう設計しているかっていう意味合いで回答いただければ結構です。
0:44:00	九州電力の後藤です。こちらの火災の性質に関しましては先ほど西内さんがおっしゃられたように、入園火災であったり運営火災でいうところで、煙感知器と熱感知器をそれぞれ設置することを基本としている。
0:44:14	設計が該当しいたします。
0:44:17	以上です。
0:44:19	はい。規制庁西内です。了解しました。そうするとですよそうすると
0:44:26	今度、
0:44:28	設置の方の青枠でも黄色枠でもどちらでもいいんですけど。
0:44:32	この青枠と黄色が国に基づく設計ってなったときに、今の言うMAを考慮して組み合わせて設置するってどこに入るんですかね、組み合わせて設置って青枠で読めばいいんですか。
0:44:44	いや大枠で読んでるっていう理解をすればいいんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:47	青木委員側で奥川で踏まえてるっていうご理解では問題ありません。お問い合わせしましたそうするとさっきちょっと私が言った何か。
0:45:00	何て言うんですかね、明確に切り分けられるのって話若干関連するかもしれないですけど、枠の中を見ると別にその火災の性質を考慮して設置するっていうようなワードはないですよ。
0:45:11	だから何か、実際の設置の段階にあたっては、組み合わせて設置するんだけど、もちろんその前提条件みたいな意味合いで、その選定した時に考慮した性質の火災、
0:45:22	ていうのをちゃんとそれが機能できるように青枠に基づいて組み合わせて設置するようなイメージで理解すればいいんですかね。
0:45:32	九州電力の後藤です。ご認識の通りです。了解しました。その上でちょっと基本設計方針の具体的な構成ちょっと見ていきたいんですけど。
0:45:42	11 ページ目以降ですね。
0:45:46	ちょっとここはさっき説明九州電力の冒頭の説明のところでも若干聞き逃したかもしれないのもう 1 回お願いしたいんですけど、何か枠が入りまじってるよねっていう話をちょっとしたと思うんです。
0:45:59	何かそこはちょっと直そうと思ってるって言ってたと思うんですけど、これはどういう構成にしようとしてるかももう一度そのどう直そうと思ってるのかってちょっと回答いただいても説明いただいてもいいですか。
0:46:11	九州電力の方向です。衛藤。現状、両括弧両括弧 B、どちらにも下線が引かれているような記載になっているものとなっております、
0:46:22	衛藤固有の紙を、信号を発する異なる種類の感知器を設置する棟につきましては、括弧 B の火災感知器の設置方法に、すべて
0:46:34	記載することで、
0:46:36	設置に関わる内容と、選定だったり、作動防止に関わる内容が明確に切り分けられる基本設計方針になると考えておりますので、河川の内容についてはすべて、
0:46:46	両括弧 B に記載したいと考えております。緑化公園につきましては、この感知器を選定した理由であったり、またその下それら感知器の誤作動防止の方策を記載したいと考えております。
0:47:01	以上です。
0:47:04	規制庁西内です。まず、今現時点でどう直そうと思っているかっていうところの説明は理解しました。そうした時にですよ、さっき 5 ページ目のところでちょっと話した UM への火災の性質っていう話を考えるとですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:21	実際の、まず選定のこの括弧AのところというMA、遊園火災の場合にはこういう感知器で、メーカーさんの場合にはこういう感じでっていうようなイメージが
0:47:33	どの程度明記されるか置いといてそういう趣旨が前（エ）に含まれると。
0:47:37	それを踏まえて実際にそういう組み合わせを括弧Bにしなきゃいけないわけですよ。
0:47:42	一方で括弧Bの話を見ると、特段赤線って一部に次のページ以降でちょっと控えていますけど。
0:47:50	今、後半お話しした内容の趣旨の赤線は特に含まれてないようなのかなという気もしていて、そういう意味でちょっと何て言うんですかね。
0:47:59	基準分を文は踏まえて基本設計方針落としてどう落とし込んだかっていう部分の、ちょっと詳細な部分がちょっともう少し見えない部分があるんですよ。
0:48:09	今お伝えした部分って何か間何か、いや、現状でこう読んでるんですとかって言うの考え方ありますか。
0:48:27	九州電力の五島です。今し方、西内さんにおっしゃっていただいた内容。
0:48:37	を踏まえて赤と青との関係性だったりっていうことを、うまく現段階で切り分けられてないというふうに認識しております。
0:48:48	早速のその切り分けをどういうふうに切り分けて記載すべきかっていうところも踏まえて少し検討をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:49:01	とりあえず現状ではちょっとパッと、あまりうまく説明ができないというところは了解しましたので、
0:49:07	やりたいことっていうのはその火災の選出っていう部分。
0:49:12	に当てはめてちょっと例示的に、
0:49:16	話をすると、
0:49:17	まず赤枠と緑枠で選定します。
0:49:22	赤枠と緑枠で選定した内容を選定した条件とあっていうのを考慮して、青枠と黄色枠に基づいて設置します。そういうイメージなんですかね。
0:49:35	九州電力の後藤です委員イメージは今、伊勢さんがおっしゃった通りのイメージを私たちも考えております。規制庁西内です。すいません。どうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:46	それ以上になります。規制庁西内です。了解しました。
0:49:51	ちょっとそこら辺がもうちょっとわかるようなものにまずそのやりたいことをちゃんと書いてくださいっていうところからスタートするのかなと思うんですけど。
0:50:00	ちょっとまずその部分の説明をまずお願いするっていうところがスタートでしょうかね。
0:50:07	九州電力の五島です。了解いたしました。はい。で、とりあえずその大枠でやりたいことは何となく理解ができたので、もう
0:50:17	少しは松田ですか。
0:50:22	あ、すみません規制庁西内ですお待たせしました。衛藤。
0:50:27	先ほどの話ですけど、さっき言ったように、まずちょっと現状でやろうとしていることってというのが、そもそも基本設計方針とか説明資料でもちゃんと読み取れない。しかもそれが基本設計方針っていうちょっと大きい部分でもあるので、
0:50:42	まず、次のヒアリングで、今話をしたような内容を踏まえて、まず基本設計方針をこうしようと思っていたんだけど、
0:50:52	ていうまず説明をしていただいてもいいですか。
0:50:55	初回の会合までには、基本設計方針であればまずはベースで一度補正をいただいたものでしっかり議論をした方が効率的なのかなと思っているのでちょっとそこら辺の進め方とかも含めて、
0:51:11	ちょっとまずはご検討いただくということをお願いしてもいいでしょうか。
0:51:16	九州電力の後藤です。了解いたしました。
0:51:21	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。一応補足というか共通認識ちゃんと持っているようにもう一度だけ問題意識というか、何を確認したいんだっていう話をしておきますけど、要は
0:51:34	さっきお話したような、設計プロセスというか設計の流れみたいなものがちゃんとイメージできればいいのかなと思ってます。
0:51:40	まず、今の構成だと選定と設置っていうフェーズに大きく二つ分けていると思うんですけど、それぞれどの要求事項に対応するような形で考慮しているのか。
0:51:50	で、今、四方聞いている感じだと、設置のフェーズでは、青と黄色だけではなくて、赤と緑で考慮したような内容っていうのも考慮し高齢者設計のインプットとして考慮して組み合わせるような理解をしたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:52:05	そういうことであればちゃんとそれがわかるようにまず説明をいただく、で、
0:52:10	加えて、十分な保安水準の話も絡んでくるんですけど、その設計プロセスがまずあります。その中で、この部分が外れるので、この部分を切り分けて十分な保安水準として別の設計をしたいです。
0:52:24	ていうようなことがちゃんとわかるように説明資料を作っていただければいいのかなと思っています。
0:52:30	本件について九州電力から何かありますかよろしいですか。
0:52:37	九州電力の後藤です。江藤。
0:52:40	確認が、コメントの趣旨をわかりやすくご説明いただいてありがとうございます理解いたしましたので、そのように、そのようなご説明ができるように、資料を作成いたします。
0:52:50	以上です。
0:52:56	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。あと、私からいって1点とって今日確認する内容じゃなくて、次回出してくださいねってうだけなんですけど。
0:53:07	今まで基本設計方針の話をさせていただいて、
0:53:13	設計方針を踏まえた天井エリアを加えるや高線量エリアとかの具体的な説明が7890っていう形で今日パワポで用意されてますけども、
0:53:23	結局、今の基本設計方針の具体的な流れ。
0:53:26	例えばその設置に当たっていうMAを考慮しているのかどうかとか、そういうところのまず考え方がわからないと、こちらの方でもどうしようとしているのかっていうのが理解できないので、ちょっとまず基本設計方針を固めてもらって、
0:53:37	いつまでも基本的な方針だけやってもあまり前に進んでいかないので、よければ次回の部屋では、その気を直した基本設計方針、本来こう書こうとしていた基本設計方針っていうのに基づいて個別エリアがどういうふうに、
0:53:51	設計しているのか、設計されているのか。
0:53:54	ていう部分の説明をお願いしたいと思うんですけども、要はパワーポベースじゃなくて補足説明資料ベースで具体的にですね。
0:54:01	次回以降の部屋でお願いしてもよろしいですか。
0:54:06	九州電力の後藤です。個別エリアの設計について補足説明資料ベースでご説明する旨理解、了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:15	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:54:19	私からは以上なんですけど他に規制庁側からありますか。少しお待ち いただいていいですか。
0:54:26	当間ほかになさそうですね。今日の段階では基本設計方針の確認がメイ ンということでこちらから規制庁側からの確認事項は以上になります。
0:54:37	次回のヒアリング、来週、ちょっと月曜祝日ですけど。
0:54:45	ちょっと早めに流行たいかなあと思っているんで、できれば今週中くら いで、その直した基本設計方針の説明資料と、
0:54:56	それに基づく具体的な個別エリアの設計、
0:55:00	ていう部分のご説明をちょっと用意ご用意いただいて資料提出いただい ければなと思うんですけども、何か進め方今後のスケジュール等々で、九 州電力ありますでしょうか。
0:55:17	九州電力の後藤です。江藤。今週中に直した基本設計方針の当社が考え る設計の方針っていうところと具体的な個別エリアにかかる資料をご提 出する方向で、
0:55:32	取り組みたいと思います。
0:55:34	以上です。
0:55:36	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。衛藤。
0:55:40	これで今日のヒアリングは全部になりますけども、九州電力から全体通 していかがでしょうか何かありますか。
0:55:53	九州電力後藤です。九州電力からは特にございません。はい。規制庁西 内です了解しました。規制庁側セキ調査官はじめメーカーありますでし ょうかよろしいですか。
0:56:04	はい。
0:56:05	それでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとう ございました。
0:56:11	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。